

(根抵当権)担保すべき債権の範囲 H12-05-1 <<#346>>

【問】 正誤をつけよ。

根抵当権は、根抵当権者が債務者に対して有する現在及び将来の債権をすべて担保するという内容で、設定することができる。

【答え】 誤り

<<ポイント>> (根抵当権)担保すべき債権の範囲

抵当権は、設定行為で定めるところにより、**一定の範囲に属する不特定の債権を極度額の限度**において担保するためにも設定することができる。

2 前項の規定による抵当権(「根抵当権」)の**担保すべき不特定の債権の範囲は、債務者との特定の継続的取引契約によって生ずるものその他債務者との一定の種類**の取引によって生ずるものに**限定して、定めなければならない**。(民法 398 条の 2 第 1 項、2 項参照)

ex. 売買取引、金銭消費貸借取引、請負取引、銀行取引、保証取引、商品供給取引
⇒ **包括根抵当権の設定は禁止される**